

山形県健康診査実施要領の改正について（素案）

1 山形県健康診査実施要領の改正概要

以下の8項目を改正する。

No.	項目	改正内容（案）
1	2 胃がん検診(4)実施体制 ア 胃部エックス線検査	撮影枚数を「8枚」と修正
2	3 子宮がん検診 (3) 検診間隔	「なお、検診体制が整備され、実施可能な場合にはついては年1回検診を実施することが望ましい」を削除
3	4 肺がん検診 (4) 結果の通知等	「28日以内」と修正
4	7 総合健診 (1) 対象者	「節目検診として実施する」と修正
5	二 実施手続きについて 1 (2) 医師の届出 2 実施計画の策定について	現状に合わせて見直し ・医師の届出のかかる規定を削除 ・保健所に実施計画書を提出する規定を削除
6	別紙1 判定基準	e-GFR、non-HDL コレステロールの基準値を追加。 眼底に改変Davisを追加
7	回報書	糖尿病等の回報書を追加 また、健診結果連絡票と回報書を左右に1枚とし、様式番号等を整理
8	主治医あて連絡票	「連絡票の交付に当たっては、受診者本人にその内容が知れないように留意する」を削除

2 がん検診にかかる報告

「山形県健康診査実施要領による報告」と「地域保健・健康増進事業報告」の一本化

第7次山形県保健医療計画地域編で「山形県健康診査実施要領」による集計結果を数値目標としていることや市町村からの意見を踏まえ、地域保健・健康増進事業報告への1本化については今回見送る。

第8次山形県保健医療計画がスタートする平成36年度(平成35年度実績報告)からすることとし、それに合わせて回報書など必要な様式も見直す。

[見直しのスケジュール（案）]

平成33年度まで	関係者と相談の上県側の修正案を検討
平成34年度	○県医師会の各種がん検診委員会や山形県生活習慣病健診等管理指導協議会での検討 ○結果を市町村や検診機関等に通知
平成35年度	検診機関や市町村等で必要なシステム改修 (県では第8次保健医療計画策定年)
平成36年度	地域保健・健康増進事業報告への一本化スタート

山形県健康診査実施要領 新旧対照表

現 行	見 直 し 後 (案)
<p>山 形 県 健 康 診 査 実 施 要 領</p> <p>昭和62年 8月 5日制定 平成 元年 12月 27日一部改正 平成 3年 1月 10日一部改正 平成 4年 6月 25日一部改正 平成 6年 10月 17日一部改正 平成 7年 12月 15日一部改正 平成 9年 4月 1日一部改正 平成 10年 1月 21日一部改正 平成 10年 4月 1日一部改正 平成 12年 4月 1日一部改正 平成 13年 4月 1日一部改正 平成 14年 4月 1日一部改正 平成 14年 7月 1日一部改正 平成 15年 4月 1日一部改正 平成 16年 4月 1日一部改正 平成 17年 4月 1日一部改正 平成 18年 4月 1日一部改正 平成 19年 5月 25日一部改正 平成 20年 5月 22日一部改正 平成 21年 12月 7日一部改正 平成 24年 11月 8日一部改正 平成 25年 3月 12日一部改正 平成 25年 4月 1日一部改正 平成 26年 12月 9日一部改正 平成 28年 4月 1日一部改正 平成 29年 4月 1日一部改正</p>	<p>山 形 県 健 康 診 査 実 施 要 領</p> <p>昭和62年8月5日制定 平成元年12月27日一部改正 平成3年 1月10日一部改正 平成4年 6月25日一部改正 平成6年10月17日一部改正 平成7年12月15日一部改正 平成9年 4月 1日一部改正 平成10年1月21日一部改正 平成10年 4月 1日一部改正 平成12年 4月 1日一部改正 平成13年 4月 1日一部改正 平成14年 4月 1日一部改正 平成14年 7月 1日一部改正 平成15年 4月 1日一部改正 平成16年 4月 1日一部改正 平成17年 4月 1日一部改正 平成18年 4月 1日一部改正 平成19年 5月 25日一部改正 平成20年 5月 22日一部改正 平成21年12月 7日一部改正 平成24年11月 8日一部改正 平成25年 3月 12日一部改正 平成25年 4月 1日一部改正 平成26年12月 9日一部改正 平成28年 4月 1日一部改正 平成29年 4月 1日一部改正 平成30年 月 日一部改正</p>
<p>高 齢 者 の 医 療 の 確 保 に 関 す る 法 律 (昭 和 5 7 年 法 律 第 8 0 号) 等 に 基 づ く 特 定 健 康 診 査 (以 下 「 特 定 健 診 」 と い う 。) 並 び に 健 康 増 進 法 に 基 づ く が ん 検 診 (以 下 「 が ん 検 診 」 と い う 。) の 実 施 に 当 た っ</p>	<p>高 齢 者 の 医 療 の 確 保 に 関 す る 法 律 (昭 和 5 7 年 法 律 第 8 0 号) 等 に 基 づ く 特 定 健 康 診 査 (以 下 「 特 定 健 診 」 と い う 。) 並 び に 健 康 増 進 法 に 基 づ く が ん 検 診 (以 下 「 が ん 検 診 」 と い う 。) の 実 施 に 当 た っ</p>

山形県健康診査実施要領 新旧対照表

現 行	見 直 し 後 (案)
<p>ては、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」(平成19年12月28日厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。)、<u>「健康増進事業実施要領」</u>(平成20年3月31日健発第0331026号厚生労働省健康局長通知。<u>「以下「厚生労働省実施要領」という。</u>)並びに「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知。以下「がん検診等実施指針」という。)<u>によるほか、この要領によるものとする。</u></p> <p>一 種類別実施内容等について</p> <p>1 特定健診</p> <p>特定健診は、実施基準や標準的な健診・保健指導プログラム等、国が定めるところにより実施するものとする。なお、検査項目の判定基準は別紙1のとおりとする。</p> <p>2 胃がん検診</p> <p>(1) 対象者</p> <p>当該市町村の区域内に居住地を有する50歳以上の者を対象とする。</p> <p>ただし、胃部エックス線検査については、当分の間、40歳以上の者を対象としても差し支えない。</p> <p>(2) 検診内容</p> <p>ア 問診</p> <p>問診項目は別表5を参考にする。</p> <p>イ 胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかとする。</p> <p>市町村は、胃部エックス線検査及び胃内視鏡検査を併せて提供しても差し支えないが、この場合、受診者は、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかを選択することとする。</p> <p>(3) 検診間隔</p> <p>原則として同一人について2年に1回とする。ただし、当分の間、胃部エックス線検査については、年1回実施しても差し支えない。</p> <p>(4) 実施体制</p> <p>ア 胃部エックス線検査</p> <p>撮影体位及び方法は、日本消化器がん検診学会の方式によるものとする。撮影枚数は最低7枚とする。</p> <p>イ 胃内視鏡検査を行う場合の実施体制については、日本消化器がん検診学会の胃内視鏡検査</p>	<p>は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」(平成19年12月28日厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。)、<u>「健康増進事業実施要領」</u>(平成20年3月31日健発第0331026号厚生労働省健康局長通知。<u>「以下「厚生労働省実施要領」という。</u>)並びに「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知。以下「がん検診等実施指針」という。)<u>によるほか、この要領によるものとする。</u></p> <p>一 種類別実施内容等について</p> <p>1 特定健診</p> <p>特定健診は、実施基準や標準的な健診・保健指導プログラム等、国が定めるところにより実施するものとする。なお、検査項目の判定基準は別紙1のとおりとする。</p> <p>また、「<u>山形県糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防プログラム</u>」(平成29年12月20日健長第1197号健康福祉部長通知)による<u>「糖尿病及び慢性腎臓病に関する受診勧奨値該当者について、保険者は連絡票及び精密検査回報書(別記様式第1号を参考とする。以下「回報書」という。)</u>を交付し、精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し保険者に通知する。</p> <p>2 胃がん検診</p> <p>(1) 対象者</p> <p>当該市町村の区域内に居住地を有する50歳以上の者を対象とする。</p> <p>ただし、胃部エックス線検査については、当分の間、40歳以上の者を対象としても差し支えない。</p> <p>(2) 検診内容</p> <p>ア 問診</p> <p>問診項目は別表1を参考にする。</p> <p>イ 胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかとする。</p> <p>市町村は、胃部エックス線検査及び胃内視鏡検査を併せて提供しても差し支えないが、この場合、受診者は、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかを選択することとする。</p> <p>(3) 検診間隔</p> <p>原則として同一人について2年に1回とする。ただし、当分の間、胃部エックス線検査については、年1回実施しても差し支えない。</p> <p>(4) 実施体制</p> <p>ア 胃部エックス線検査</p> <p>撮影体位及び方法は、日本消化器がん検診学会の方式によるものとする。撮影枚数は最低8枚とする。</p> <p>イ 胃内視鏡検査を行う場合の実施体制については、日本消化器がん検診学会の胃内視鏡検査</p>

山形県健康診査実施要領 新旧対照表

現 行	見 直 し 後 (案)
<p>診マニュアルを参考に行うこと。</p> <p>(5) 指導区分 ア 異常なし イ 要精検：悪性の可能性のある食道、胃、十二指腸疾患 （なお活動性の胃潰瘍は良性として必要かつ十分な根拠がなければ要精検とする） ウ 精検不要：十二指腸潰瘍および潰瘍癒痕、十二指腸ポリープ、食道裂孔ヘルニア、胆石、腎結石、食道・胃・十二指腸・大腸憩室、腹部石灰化陰影、外部からの圧迫、十二指腸変形、ほぼ良性と判断できる胃潰瘍癒痕、胃ポリープや巨大レリーフ</p> <p>(6) 結果の通知等 ア 集団検診方式の場合 検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に胃がん検診結果報告書（受診者連名簿）（別記様式第2号を参考にする。以下、「連名簿」という。）により結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票（別記様式第3号を参考とする。以下、「連絡票」という。）を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。</p> <p>イ 医療機関個別方式の場合 検診実施機関の長は、検診実施後2週間以内に結果を直接受診者に通知する。また、市町村長に対し、当該月実施分の結果を連名簿等により翌月15日までに通知する。</p> <p>(7) 精密検査結果の把握 ア 市町村長は、要精検者に対し連絡票及び精密検査回報書（別記様式第4号を参考にする。以下、「回報書」という。）を交付する。 イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。 (8) 胃がん予防に関する健康教育の実施 市町村長は、胃がん検診の実施にあわせて、胃がんの1次予防に関する健康教育を行うものとする。</p> <p>3 子宮がん検診 (1) 対象者 当該市町村の区域内に居住地を有する20歳以上の女性を対象とする。 (2) 検診内容 ア 問診 問診項目は別表6を参考とする。 イ 視診及び双合診 ウ 子宮頸部細胞診 エ 子宮体部細胞診（子宮内膜細胞診）</p>	<p>マニュアルを参考に行うこと。</p> <p>(5) 指導区分 ア 異常なし イ 要精検：悪性の可能性のある食道、胃、十二指腸疾患 （なお活動性の胃潰瘍は良性として必要かつ十分な根拠がなければ要精検とする） ウ 精検不要：十二指腸潰瘍および潰瘍癒痕、十二指腸ポリープ、食道裂孔ヘルニア、胆石、腎結石、食道・胃・十二指腸・大腸憩室、腹部石灰化陰影、外部からの圧迫、十二指腸変形、ほぼ良性と判断できる胃潰瘍癒痕、胃ポリープや巨大レリーフ</p> <p>(6) 結果の通知等 ア 集団検診方式の場合 検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に胃がん検診結果報告書（受診者連名簿）（別記様式第2号を参考にする。以下「連名簿」という。）により結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票（別記様式第3号を参考とする。以下、「連絡票」という。）を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。</p> <p>イ 医療機関個別方式の場合 検診実施機関の長は、検診実施後2週間以内に結果を直接受診者に通知する。また、市町村長に対し、当該月実施分の結果を連名簿等により翌月15日までに通知する。</p> <p>(7) 精密検査結果の把握 ア 市町村長は、要精検者に対し連絡票及び精密検査回報書（別記様式第3号を参考にする。以下「回報書」という。）を交付する。 イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。 (8) 胃がん予防に関する健康教育の実施 市町村長は、胃がん検診の実施にあわせて、胃がんの1次予防に関する健康教育を行うものとする。</p> <p>3 子宮がん検診 (1) 対象者 当該市町村の区域内に居住地を有する20歳以上の女性を対象とする。 (2) 検診内容 ア 問診 問診項目は別表2を参考とする。 イ 視診及び双合診 ウ 子宮頸部細胞診 エ 子宮体部細胞診（子宮内膜細胞診）</p>

現 行	見 直 し 後 (案)
<p>問診の結果、最近6か月以内に、</p> <p>①不正性器出血（一過性の少量の出血、閉経後の出血等） ②月経異常（過多月経、不規則月経等） ③褐色帯下</p> <p>のいずれかの症状を有していたことが判明した者に対しては、第一選択として、十分な安全管理のもとで多様な検査を実施することができ、医療機関の受診を推奨する。ただし、子宮体部の細胞診（子宮内膜細胞診）を実施することについて本人が同意する場合には、子宮頸部がん検診に併せて引き続き子宮体部の細胞診を行う。</p> <p>(3) 検診間隔 原則として同一人につき2年に1回検診を実施する。なお、<u>検診体制が整備され、実施可能な場合については年1回検診を実施することが望ましい。</u></p> <p>(4) 判定及び指導区分 検診結果の判定及び指導区分は別表7及び別表8により行う。</p> <p>(5) 結果の通知等 ア 集団検診方式の場合 検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に子宮がん検診票（別記様式第5号を参考にする。以下、「検診票」という。）等により、結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票（別記様式第6号を参考にする。以下、「連絡票」という。）を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。 イ 医療機関個別方式の場合 検診実施機関の長は、検診実施後2週間以内に、結果を直接受診者に通知する。また、市町村長に対し、当該月実施分の結果を検診票等により翌月15日までに通知する。</p> <p>(6) 精密検査結果の把握 ア 市町村長は、要精検者に対し連絡票及び精密検査回報書（別記様式第7号を参考にする。以下、「回報書」という。）を交付する。 イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。 ウ 子宮がん予防に関する健康教育・保健指導の実施 市町村長は、子宮がん検診の実施にあわせて、必要に応じ、教育関係者や母子保健担当者とも連携を図りながら、子宮がんの1次予防に関する健康教育を行うものとする。 なお、エストロゲン単独投与を受けたことがある者等、子宮がんのハイリスク者と考えられる者に対しては、子宮体がん罹患する可能性が高いことを説明した上で、今後不正出血等の臨床症状を認めた場合にはすみやかに専門の医療機関を受診するよう指導するものとする。</p> <p>4 肺がん検診</p>	<p>問診の結果、最近6か月以内に、</p> <p>①不正性器出血（一過性の少量の出血、閉経後の出血等） ②月経異常（過多月経、不規則月経等） ③褐色帯下</p> <p>のいずれかの症状を有していたことが判明した者に対しては、第一選択として、十分な安全管理のもとで多様な検査を実施することができ、医療機関の受診を推奨する。ただし、子宮体部の細胞診（子宮内膜細胞診）を実施することについて本人が同意する場合には、子宮頸部がん検診に併せて引き続き子宮体部の細胞診を行う。</p> <p>(3) 検診間隔 原則として同一人につき2年に1回検診を実施する。</p> <p>(4) 判定及び指導区分 検診結果の判定及び指導区分は別表3及び別表4により行う。</p> <p>(5) 結果の通知等 ア 集団検診方式の場合 検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に子宮がん検診票（別記様式第4号を参考にする。以下「検診票」という。）等により、結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票（別記様式第5号を参考にする。以下「連絡票」という。）を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。 イ 医療機関個別方式の場合 検診実施機関の長は、検診実施後2週間以内に、結果を直接受診者に通知する。また、市町村長に対し、当該月実施分の結果を検診票等により翌月15日までに通知する。</p> <p>(6) 精密検査結果の把握 ア 市町村長は、要精検者に対し連絡票及び精密検査回報書（別記様式第5号を参考にする。以下「回報書」という。）を交付する。 イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。 ウ 子宮がん予防に関する健康教育・保健指導の実施 市町村長は、子宮がん検診の実施にあわせて、必要に応じ、教育関係者や母子保健担当者とも連携を図りながら、子宮がんの1次予防に関する健康教育を行うものとする。 なお、エストロゲン単独投与を受けたことがある者等、子宮がんのハイリスク者と考えられる者に対しては、子宮体がん罹患する可能性が高いことを説明した上で、今後不正出血等の臨床症状を認めた場合にはすみやかに専門の医療機関を受診するよう指導するものとする。</p> <p>4 肺がん検診</p>

山形県健康診査実施要領 新旧対照表

現 行	見 直 し 後 (案)
<p>(1) 対象者 当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。</p> <p>(2) 検診内容 ア 質問 質問項目は、<u>別表9</u>を参考とする。 イ 胸部エックス線写真の読影 胸部エックス線写真を用い、次の方法により二重読影及び比較読影を行う。 ただし、間接写真は100ミリミラーカメラを用い、定格出力150kV以上の撮影装置を用いて120kV以上の管電圧で撮影されたもの、及び定格出力125kV以上の撮影装置を用い、110kV以上管電圧により、希土類蛍光板を用いて撮影されたものが望ましい。</p> <p>(ア) 二重読影 十分な経験を有する2名以上の医師が読影する。読影結果の判定は<u>別表10</u>によって行 い、判定区分の「d」及び「e」に該当するものについて比較読影を行う。</p> <p>(イ) 比較読影 過去に撮影した胸部エックス線写真と比較しながら読影する。読影結果の判定は<u>別表10</u>によって行う。</p> <p>ウ 喀痰細胞診 (ア) 対象者 質問の結果、原則として50歳以上で喫煙指数(1日の本数×年数)600以上の者(過去における喫煙者を含む)。</p> <p>(イ) 検査方法 喀痰は、起床時の早朝痰を原則とし、最低3日の連続採痰又は蓄痰とし、ホモジナイズ法又は直接塗抹法で処理し、パパニコロウ染色した標本を顕微鏡下で観察する。結果の判定は、<u>別表11</u>によって行う。</p> <p>(3) 指導区分 質問、胸部エックス線写真の読影及び喀痰細胞診の結果を総合的に判断し、「肺がん疑い要精 検」、「結核等疑い要精検」及び「精検不要」に区分する。 ア 「肺がん疑い要精検」及び「結核等疑い要精検」とされた者については、精密検査の可能な医療機関で早期受診するよう指導する。 イ 要精検以外の者は「精検不要」に区分し、経過観察あるいは定期検診の受診勧奨を行うとともに、喀痰細胞診検査を実施した者については、禁煙等日常生活上の指導を行う。</p> <p>(4) 結果の通知等 検診実施機関の長は、<u>検診実施後30日以内</u>に肺がん検診結果報告書(受診者連名簿)(別</p>	<p>(1) 対象者 当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。</p> <p>(2) 検診内容 ア 質問 質問項目は、<u>別表5</u>を参考とする。 イ 胸部エックス線写真の読影 胸部エックス線写真を用い、次の方法により二重読影及び比較読影を行う。 ただし、間接写真は100ミリミラーカメラを用い、定格出力150kV以上の撮影装置を用いて120kV以上の管電圧で撮影されたもの、及び定格出力125kV以上の撮影装置を用い、110kV以上管電圧により、希土類蛍光板を用いて撮影されたものが望ましい。</p> <p>(ア) 二重読影 十分な経験を有する2名以上の医師が読影する。読影結果の判定は<u>別表6</u>によって行い、判定区分の「d」及び「e」に該当するものについて比較読影を行う。</p> <p>(イ) 比較読影 過去に撮影した胸部エックス線写真と比較しながら読影する。読影結果の判定は<u>別表6</u>によって行う。</p> <p>ウ 喀痰細胞診 (ア) 対象者 質問の結果、原則として50歳以上で喫煙指数(1日の本数×年数)600以上の者(過去における喫煙者を含む)。</p> <p>(イ) 検査方法 喀痰は、起床時の早朝痰を原則とし、最低3日の連続採痰又は蓄痰とし、ホモジナイズ法又は直接塗抹法で処理し、パパニコロウ染色した標本を顕微鏡下で観察する。結果の判定は、<u>別表7</u>によって行う。</p> <p>(3) 指導区分 質問、胸部エックス線写真の読影及び喀痰細胞診の結果を総合的に判断し、「肺がん疑い要精 検」、「結核等疑い要精検」及び「精検不要」に区分する。 ア 「肺がん疑い要精検」及び「結核等疑い要精検」とされた者については、精密検査の可能な医療機関で早期受診するよう指導する。 イ 要精検以外の者は「精検不要」に区分し、経過観察あるいは定期検診の受診勧奨を行うとともに、喀痰細胞診検査を実施した者については、禁煙等日常生活上の指導を行う。</p> <p>(4) 結果の通知等 検診実施機関の長は、<u>検診実施後28日以内</u>に肺がん検診結果報告書(受診者連名簿)(別</p>

山形県健康診査実施要領 新旧対照表

現 行	見 直 し 後 (案)
<p>記様式第8号を参考に(する。))により市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票(別記様式第9号を参考に(する。))以下、「連絡票」という。)を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。</p> <p>(5) 精密検査結果の把握</p> <p>ア 市町村長は、「肺がん疑い要精検」とされた者に対し連絡票及び精密検査回報書(別記様式第10号を参考に(する。))以下、「回報書」という。)を交付する。</p> <p>イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。</p> <p>ウ 市町村長は、「結核等疑い要精検」とされた者についても、受診状況や精検結果等を把握するものとする。</p> <p>(6) 肺がん予防に関する健康教育の実施</p> <p>市町村長は、肺がん検診の実施にあわせて、肺がんの1次予防に関する健康教育を行うものとする。</p> <p>5 乳がん検診</p> <p>(1) 対象者</p> <p>当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の女性を対象とする。</p> <p>(2) 検診内容</p> <p>ア 問診</p> <p>問診項目は、別表12を参考とする。</p> <p>イ 乳房エックス線検査(マンモグラフィをいう。以下同じ。)</p> <p>40歳以上50歳未満の対象者については、原則として内外斜位方向及び頭尾方向撮影の2方向撮影を実施する。ただし、地域の実施体制等により、実施が困難な場合は、段階的な実施に努めることとする。</p> <p>50歳以上の対象者については、内外斜位方向撮影を実施する。</p> <p>ウ 視診及び触診(以下「視触診」という。)</p> <p>推奨しないが、仮に実施する場合は、マンモグラフィと併せて実施すること。</p> <p>(3) 検診間隔</p> <p>原則として同一人につき2年に1回検診を実施する。</p> <p>(4) 指導区分</p> <p>乳がん検診の結果は、問診、マンモグラフィ及び視触診の結果により、「異常認めず」及び「要精検」に区分する。「要精検」と判断する場合は、マンモグラフィ又は視触診のいずれかが該当する場合に判定する。</p> <p>(5) 結果の通知等</p> <p>検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に乳がん検診票(別記様式第11号を参考に(する。))</p>	<p>記様式第6号を参考に(する。))により市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票(別記様式第7号を参考に(する。))以下、「連絡票」という。)を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。</p> <p>(5) 精密検査結果の把握</p> <p>ア 市町村長は、「肺がん疑い要精検」とされた者に対し連絡票及び精密検査回報書(別記様式第7号を参考に(する。))以下、「回報書」という。)を交付する。</p> <p>イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。</p> <p>ウ 市町村長は、「結核等疑い要精検」とされた者についても、受診状況や精検結果等を把握するものとする。</p> <p>(6) 肺がん予防に関する健康教育の実施</p> <p>市町村長は、肺がん検診の実施にあわせて、肺がんの1次予防に関する健康教育を行うものとする。</p> <p>5 乳がん検診</p> <p>(1) 対象者</p> <p>当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の女性を対象とする。</p> <p>(2) 検診内容</p> <p>ア 問診</p> <p>問診項目は、別表8を参考とする。</p> <p>イ 乳房エックス線検査(マンモグラフィをいう。以下同じ。)</p> <p>40歳以上50歳未満の対象者については、原則として内外斜位方向及び頭尾方向撮影の2方向撮影を実施する。ただし、地域の実施体制等により、実施が困難な場合は、段階的な実施に努めることとする。</p> <p>50歳以上の対象者については、内外斜位方向撮影を実施する。</p> <p>ウ 視診及び触診(以下「視触診」という。)</p> <p>推奨しないが、仮に実施する場合は、マンモグラフィと併せて実施すること。</p> <p>(3) 検診間隔</p> <p>原則として同一人につき2年に1回検診を実施する。</p> <p>(4) 指導区分</p> <p>乳がん検診の結果は、問診、マンモグラフィ及び視触診の結果により、「異常認めず」及び「要精検」に区分する。「要精検」と判断する場合は、マンモグラフィ又は視触診のいずれかが該当する場合に判定する。</p> <p>(5) 結果の通知等</p> <p>検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に乳がん検診票(別記様式第8号を参考に(する。))</p>

山形県健康診査実施要領 新旧対照表

現 行	見 直 し 後 (案)
<p>る。以下、「<u>検診票</u>」という。)等により、結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票(別記様式第12号)を参考にする。以下、「<u>連絡票</u>」という。)を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。</p> <p>(6) 精密検査結果の把握</p> <p>ア 市町村長は、要精検者に対し<u>連絡票</u>及び精密検査回報書(別記様式第13号)を参考にする。</p> <p>以下、「<u>回報書</u>」を交付する。</p> <p>イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。</p> <p>(7) 乳がん予防に関する健康教育の実施</p> <p>市町村長は、乳がん検診の実施にあわせて、乳がんの1次予防や乳がんの自己検診法に関する健康教育を行うものとする。</p> <p>6 大腸がん検診</p> <p>(1) 対象者</p> <p>当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。</p> <p>(2) 検診内容</p> <p>ア 問診</p> <p>問診項目は、<u>別表13</u>を参考とする。</p> <p>イ 便潜血検査</p> <p>免疫便潜血検査2日法とする。</p> <p>(3) 指導区分</p> <p>大腸がん検診の結果は、問診結果を参考に免疫便潜血検査結果により「便潜血陰性」及び「要精検」に区分する。</p> <p>(4) 結果の通知等</p> <p>検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に大腸がん検診票(別記様式第14号)を参考にする。以下、「<u>検診票</u>」という。)等により、結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票(別記様式第15号)を参考にする。以下、「<u>連絡票</u>」という。)を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。</p> <p>(5) 精密検査結果の把握</p> <p>ア 市町村長は、要精検者に対し<u>連絡票</u>及び精密検査回報書(別記様式第16号)を参考にする。</p> <p>以下、「<u>回報書</u>」を交付する。</p> <p>イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。</p> <p>(6) 大腸がん予防に関する健康教育の実施</p> <p>市町村長は、大腸がん検診の実施にあわせて、大腸がんの1次予防に関する健康教育を行うものとする。</p>	<p>等により、結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票(別記様式第9号)を参考にする。以下「<u>連絡票</u>」という。)を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。</p> <p>(6) 精密検査結果の把握</p> <p>ア 市町村長は、要精検者に対し<u>連絡票</u>及び精密検査回報書(別記様式第9号)を参考にする。</p> <p>以下「<u>回報書</u>」を交付する。</p> <p>イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。</p> <p>(7) 乳がん予防に関する健康教育の実施</p> <p>市町村長は、乳がん検診の実施にあわせて、乳がんの1次予防や乳がんの自己検診法に関する健康教育を行うものとする。</p> <p>6 大腸がん検診</p> <p>(1) 対象者</p> <p>当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。</p> <p>(2) 検診内容</p> <p>ア 問診</p> <p>問診項目は、<u>別表9</u>を参考とする。</p> <p>イ 便潜血検査</p> <p>免疫便潜血検査2日法とする。</p> <p>(3) 指導区分</p> <p>大腸がん検診の結果は、問診結果を参考に免疫便潜血検査結果により「便潜血陰性」及び「要精検」に区分する。</p> <p>(4) 結果の通知等</p> <p>検診実施機関の長は、検診実施後20日以内に大腸がん検診票(別記様式第10号)を参考にする。以下「<u>検診票</u>」という。)等により、結果を市町村長に通知し、あわせて要精検者に対する主治医あての検診結果連絡票(別記様式第11号)を参考にする。以下「<u>連絡票</u>」を)を送付する。市町村長は、その結果を速やかに受診者に通知する。</p> <p>(5) 精密検査結果の把握</p> <p>ア 市町村長は、要精検者に対し<u>連絡票</u>及び精密検査回報書(別記様式第11号)を参考にする。</p> <p>以下「<u>回報書</u>」を交付する。</p> <p>イ 精密検査を実施した医療機関は、その結果を回報書に記入し市町村長に通知する。</p> <p>(6) 大腸がん予防に関する健康教育の実施</p> <p>市町村長は、大腸がん検診の実施にあわせて、大腸がんの1次予防に関する健康教育を行うものとする。</p>

山形県健康診査実施要領 新旧対照表

現 行	見 直 し 後 (案)
<p>7 総合がん検診</p> <p>(1) 対象者 当該市町村の区域内に居住地を有する40歳及び50歳の者を対象とする。</p> <p>(2) 実施方法 2から6までの全てのがん検診を同時に実施するものであり、原則として同時実施が可能な検診実施機関において実施するものとする。</p> <p>(3) 検診内容 2から6までに規定する検診内容とする。ただし、肺がん検診における胸部エックス線検査については、検診実施機関で直接撮影により撮影された胸部エックス線写真を用いるものとする。</p> <p>(4) その他 「指導区分」、「結果の通知等」及び「精密検査結果の把握」等については2から6に定めるところに準じて実施するものとする。</p> <p>二 実施手続きについて 特定健診は国が定めるところによるものとし、がん検診については次のとおりとする。</p> <p>1 がん検診の実施機関について 市町村長は、がん検診を委託する場合には、次に掲げる要件を満たす検診実施機関を選定するものとする。</p> <p>(1) がん検診等実施指針及びこの要領の定めるところによるがん検診の実施体制が整備されていること。</p> <p>(2) 肺がん検診及び乳がん検診を実施する場合は、肺がん検診にあつては読影医師、乳がん検診にあつては担当医師が山形県生活習慣病検診等管理指導協議会（以下、「管理指導協議会」という。）の肺がん部会及び乳がん部会に届出がなされていること。</p> <p>(3) 山形県及び管理指導協議会の求めに応じ、検診精度を管理するうえで必要な資料の提出及び調査等に協力できること。</p> <p>2 実施計画の策定について がん検診が計画的かつ能率的に行われるよう、次により実施計画を策定するものとする。</p> <p>(1) 検診率による検診の場合 ア 市町村長は、翌年度の年間検診実施計画（別記様式第17号）を策定し、11月末日まで保健所長及び検診実施機関にそれぞれ1部提出する。 イ 検診実施機関の長は、前項により提出のあった年間検診実施計画に基づき、市町村長と協</p>	<p>7 総合がん検診</p> <p>(1) 対象者 当該市町村の区域内に居住地を有する者を対象とし、節目検診として実施する。</p> <p>(2) 実施方法 2から6までの全てのがん検診を同時に実施するものであり、原則として同時実施が可能な検診実施機関において実施するものとする。</p> <p>(3) 検診内容 2から6までに規定する検診内容とする。ただし、肺がん検診における胸部エックス線検査については、検診実施機関で直接撮影により撮影された胸部エックス線写真を用いるものとする。</p> <p>(4) その他 「指導区分」、「結果の通知等」及び「精密検査結果の把握」等については2から6に定めるところに準じて実施するものとする。</p> <p>二 実施手続きについて 特定健診は国が定めるところによるものとし、がん検診については次のとおりとする。</p> <p>1 がん検診の実施機関について 市町村長は、がん検診を委託する場合には、次に掲げる要件を満たす検診実施機関を選定するものとする。</p> <p>(1) がん検診等実施指針及びこの要領の定めるところによるがん検診の実施体制が整備されていること。</p> <p>(2) 山形県及び管理指導協議会の求めに応じ、検診精度を管理するうえで必要な資料の提出及び調査等に協力できること。</p> <p>2 実施計画の策定について がん検診が計画的かつ能率的に行われるよう、次により実施計画を策定するものとする。</p> <p>(1) 市町村長は、翌年度の年間検診実施計画（別記様式第12号）を策定し、11月末日まで検診実施機関に提出する。 (2) 検診実施機関の長は、前項により提出のあった年間検診実施計画に基づき、市町村長と協議</p>

山形県健康診査実施要領 新旧対照表

現 行	見 直 し 後 (案)
<p>議のうえ総合的に検討を加え市町村別検診計画を策定し、翌年の1月末日まで市町村長、保健所長及び山形県医師会長に提出する。</p> <p>なお、市町村別検診計画を策定するにあたって、必要に応じ保健所の指導調整を得るものとする。</p> <p>ウ 保健所長は、市町村間の不均衡が生じないよう、関係機関と連携を密にして指導調整を図る。</p> <p>(2) 施設による検診の場合</p> <p>市町村長は、<u>検診実施機関と協議のうえ、検診実施計画を策定し保健所長に提出する。</u></p> <p>三 報告について</p> <p>1 市町村長は、がん検診について毎年7月20日までにがん検診実施成績表（別記様式第18号。以下、「成績表」という。）2部を保健所長に提出するものとする。</p> <p>2 保健所長は、前項の成績表をとりまとめるうえ毎年8月10日まで山形県健康福祉部健康長寿推進課長（以下、「健康長寿推進課長」という）に提出するものとする。</p> <p>3 県健康長寿推進課長は、医療保険者に対し、特定健康診査実施成績表について別途提出を依頼する。</p>	<p>のうえ総合的に検討を加え市町村別検診計画を策定し、翌年の1月末日まで市町村長、保健所長及び山形県医師会長に提出する。</p> <p>なお、市町村別検診計画を策定するにあたって、必要に応じ保健所の指導調整を得るものとする。</p> <p>(3) 保健所長は、市町村間の不均衡が生じないよう、<u>必要に応じ、関係機関と連携を密にして指導調整を図る。</u></p> <p>三 報告について</p> <p>1 市町村長は、がん検診について毎年7月20日までにがん検診実施成績表（別記様式第13号。以下、「成績表」という。）2部を保健所長に提出するものとする。</p> <p>2 保健所長は、前項の成績表をとりまとめるうえ毎年8月10日まで山形県健康福祉部健康長寿推進課長（以下「健康長寿推進課長」という）に提出するものとする。</p> <p>3 県健康長寿推進課長は、医療保険者に対し、特定健康診査実施成績表について別途提出を依頼する。</p>
<p>様 式 等 目 次</p>	<p>様 式 等 目 次</p>
<p>特定健康診査判定基準 別紙1 10^{ページ}</p> <p>心電図判定基準 (別紙) 11</p> <p>眼底検査判定基準 (別紙) 13</p> <p>胃がん検診問診項目 別表5 14</p> <p>胃がん検診結果報告書 (受診者連名簿) 様式第2号 15</p> <p>胃がん検診結果連絡票 様式第3号 16</p> <p>胃がん検診精密検査回報書 様式第4号 17</p> <p>子宮がん検診問診項目 別表6 18</p> <p>子宮がん検診結果の判定について 別表7 19</p> <p>子宮がん検診における細胞診判定区分 別表8 20</p> <p>子宮がん検診票 様式第5号 21</p> <p>子宮検診結果連絡票 様式第6号 22</p> <p>子宮がん検診精密検査回報書 様式第7号 23</p>	<p>特定健康診査判定基準 別紙1 8^{ページ}</p> <p>心電図判定基準 (別紙) 9</p> <p>眼底検査判定基準 (別紙) 11</p> <p>糖尿病・慢性腎臓病健診結果連絡票・回報書 様式第1号 12</p> <p>胃がん検診問診項目 別表1 13</p> <p>胃がん検診結果報告書 (受診者連名簿) 様式第2号 14</p> <p>胃がん検診結果連絡票・回報書 様式第3号 15</p> <p>子宮がん検診問診項目 別表2 16</p> <p>子宮がん検診結果の判定について 別表3 17</p> <p>子宮がん検診における細胞診判定区分 別表4 18</p> <p>子宮がん検診票 様式第4号 19</p> <p>子宮検診結果連絡票・回報書 様式第5号 20</p>

山形県健康診査実施要領 新旧対照表

現 行	見 直 し 後 (案)
肺がん検診質問項目 別表9 24	肺がん検診質問項目 別表5 21
肺癌検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分 別表10 . . . 25	肺癌検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分 別表6 . . . 22
集団検診における喀痰細胞診の判定基準と指導区分 別表11 . . . 26	集団検診における喀痰細胞診の判定基準と指導区分 別表7 . . . 23
肺がん検診結果報告書 (受診者連名簿) 様式第8号 27	肺がん検診結果報告書 (受診者連名簿) 様式第6号 24
肺がん検診結果連絡票 様式第9号 28	肺がん検診結果連絡票・回報書 様式第7号 25
肺がん検診精密検査回報書 様式第10号 29	
乳がん検診質問項目 別表12 30	乳がん検診質問項目 別表8 26
乳がん検診票 様式第11号 31	乳がん検診票 様式第8号 27
乳がん検診結果連絡票 様式第12号 33	乳がん検診結果連絡票・回報書 様式第9号 29
乳がん検診精密検査回報書 様式第13号 34	
大腸がん検診質問項目 別表13 35	大腸がん検診質問項目 別表9 30
大腸がん検診結果報告書 (受診者連名簿) 様式第14号 36	大腸がん検診結果報告書 (受診者連名簿) 様式第10号 31
大腸がん検診結果連絡票 様式第15号 37	大腸がん検診結果連絡票・回報書 様式第11号 32
大腸がん精密検査回報書 様式第16号 38	
年間検診実施計画 様式第17号 39	年間検診実施計画 様式第12号 33
がん検診実施成績表 様式第18号 40	がん検診実施成績表 様式第13号 34
胃がん検診 別紙1 41	胃がん検診 別紙1 35
子宮がん検診 別紙2、3 42	子宮がん検診 別紙2、3 36
肺がん検診 別紙4、5 44	肺がん検診 別紙4、5 38
乳がん検診 別紙6 46	乳がん検診 別紙6 40
大腸がん検診 別紙7 47	大腸がん検診 別紙7 41

特定健康診査判定基準

基本的な健診の項目

判定区分		異常を認めず	要指導 (保健指導判定値)	要受診 (受診勧奨判定値)	備考
腹囲測定 (cm)	男	85.0 未満	85.0 以上		
	女	90.0 未満	90.0 以上		
肥満度		25 未満	25 以上		BMIによる
血圧 (mmHg)	収縮期	129 以下	130~139	140 以上	
	拡張期	かつ 84 以下	または 85~89	または 90 以上	
血中脂質検査	中性脂肪 (mg/dl)	149 以下	150~299	300 以上	
	HDL コレステロール (mg/dl)	40 以上	35~39	34 以下	
	LDL コレステロール (mg/dl)	119 以下	120~139	140 以上	
	Non-HDL コレステロール (mg/dl)	150 未満	150~170 未満	170 以上	
肝機能検査	AST (GOT) (IU/l)	30 以下	31~50	51 以上	
	ALT (GPT) (IU/l)	30 以下	31~50	51 以上	
	γ-GT (γ-GTP) (IU/l)	50 以下	51~100	101 以上	
血糖検査	空腹時血糖 (mg/dl)	99 以下	100~125	126 以上	
	ヘモグロビン A1c (%)	5.5 以下	5.6~6.4	6.5 以上	
尿検査	尿糖	(-)	(±) 以上		
	尿蛋白	(-) ~ (±)	(+)	(++) 以上	

・上表の「空腹時血糖並びにヘモグロビン A1c」の判定値は、メタボリックシンドロームの判定基準とは異なるので要注意。

詳細な健診の項目

貧血検査	赤血球 ($10^4/\mu\text{l}$)	男	420 以上	400~419	399 以下			
		女	380 以上	350~379	349 以下			
	血色素 (g/dl)	男	13.1~17.9	12.1~13.0	12.0 以下 (18.0 以上)			
		女	12.1~15.9	11.1~12.0	11.0 以下 (16.0 以上)			
ヘマトクリット (%)	男	39.0 以上	33.0~38.9	32.9 以下				
	女	36.0 以上	30.0~35.9	29.9 以下				
eGFR (ml/min/1.73 m ²)			60 以上	60 未満~45	45 未満			
心電図			0	I	II	III	IV	判定基準は別紙
眼底	Scheie分類	H ₀ S ₀	H ₁ S ₀	H ₂ S ₀	H ₃ S ₀₁	H ₄ S ₀₄	判定基準は別紙	
			H ₀ S ₁	H ₂ S ₁	H ₃ S ₂	H ₃ S ₃₄		
		H ₁ S ₁	H ₀ S ₂	H ₀₂ S ₃₄		眼科受診		
		Hが0~1で出血、白斑(浮腫)がある場合はIIとするが、Sが3~4の場合はIIIとする。						
改変 Davis 分類		異常なし			それ以外			

- ・BMI(ボディ・マス・インデックス) 体重(kg) ÷ [身長 (m)]²
- ・判定区分は上記3区分とするが、心電図及び眼底については、「要指導」を「要観察」及び「要指導」に、「要受診」を「要精査」及び「要受診」等に細分化しても差し支えない。

心電図判定基準

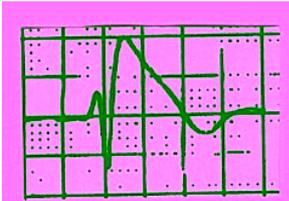
所見	程度区分	所見	程度区分
QRS軸偏位		波形の異常	
1 右軸 (+120° ~ -150°)	I	1 P波	
2 左軸 (-30° ~ -90°)	I	右房負荷	III
3 不定軸	I	(P _{II} 、III、aV _F ≥ 0.25mV 且つ P _{V1} 尖鋭増高化)	
4 極端な偏位 (-91° ~ -149°)	III	左房負荷	III
		(P _I 、II、2峰性且つ P _{V1} 後半の陰性部分大)	
刺激生成異常		2 Q、QS型	III
1 洞性頻脈 (100~119)	I	(≥0.04秒、≥0.03秒で深さがR波高の1/3以上)	
(≥120)	III	3 R波減高	I
2 洞性徐脈 (40~49)	I	4 右室肥大	
(<40)	III	RV ₁ ≥ 0.7mV + R/S V ₁ ≥ 1.0 + 右軸偏位	III
3 洞停止・洞機能不全疑	III	5 左室肥大	
4 心房細動	IV	RV ₅₍₆₎ + SV ₁ ≥ 4.0mV 且つ RV ₅₍₆₎ ≥ 2.6mV	I
5 心房粗動	IV	RV ₅₍₆₎ + SV ₁ ≥ 5.0mV 且つ RV ₅₍₆₎ ≥ 2.6mV	III
6 上室性期外収縮		6 低電位(QRS _{I、II、III} < 0.5mV)	I
散発性(全記録波形の1/10以下)	I	(QRS _{V1-6} < 1.0mV)	III
頻発性、連発性	III	7 ST低下	
7 心室性期外収縮		軽度(0.05~0.1mV)	III
散発性(全記録波形の1/10以下)	I	(I、II、aV _L 、aV _F 、V ₁₋₆ にある場合)	
頻発性	III	高度(0.1mV以上)	IV
多源性、連発、RonT	IV	8 T波	
8 人工ペースメーカー	IV	軽度(平低と0.5mV未満の陰性T)	III
		(I、II、V ₃₋₆ 、0.5mV以上のRを持つaV _L)	
刺激伝導異常		高度(0.5mV以上の陰性T)	IV
1 洞房ブロック	III	(I、II、aV _L 、aV _F 、V ₃₋₆ にある場合)	
2 房室ブロックI度(≥0.22秒)	II	9 QT延長 (QT _c ≥ 0.48秒)	III
3 房室ブロックII度	III	10 陰性U波	III
4 房室ブロックIII度	IV		
5 不完全右脚ブロック	I		
6 ブルガダ型心電図	III		
V ₁ 、2でJ波高 ≥ 0.2mVで			
ST-Tの形態がcoved型			
あるいはsaddle back型			
7 完全右脚ブロック	I		
8 左脚ブロック	III		
9 心室内ブロック	III		
10 左脚前枝ブロック	II		
11 早期興奮症候群(WPW)	I		
12 早期興奮症候群(LGL)	I		
		その他の異常	

判定	0	異常なし
	I	要観察 軽度の所見のみで問題の無いもの。年1~2回心電図検査を。
	II	要指導 数ヶ月以内に再検査を。
	III	要精査
	IV	要医療

手引き

1. 完全、不完全右脚ブロックはV₁でR<R'であること。
2. 心室内ブロックとは右脚ブロックでも左脚ブロックでもないが、QRS幅が0.120秒以上のもの。
3. 左脚前枝ブロックのQRS電気軸は-60°以上であること。
4. 左房負荷の後半の陰性部分大とは Morris 指数 ≥ 0.04 mm 秒
(V₁におけるPの陰性部分；深さ a mm \times 幅 b 秒)
5. Q、QS型は (イ) WPW症候群・完全左脚ブロックがあれば取り上げない。
(ロ) aV_Lでの異常Q波は ≥ 0.04 秒以上で、R波が3mm以上のこと。
(ハ) QS型がV₁のみに認められた場合は異常としない。
(ニ) aV_Fの異常Q波は ≥ 0.05 秒以上のこと。
(ホ) IIIの異常Q波は ≥ 0.05 秒以上かつaV_FのQ波が0.1mV以上のこと。
6. ST低下についての0.1mV以内の junctional ST低下は問題としない。
7. T平低とはR波の1/2以下。
8. 「その他の異常」について
(イ) 左脚後枝ブロックが認められた場合には「その他の異常」に記載しIII。
(ロ) 左脚前枝ブロックに完全右脚ブロックを伴う場合はIIIとする。
(ハ) 左脚前枝ブロックに完全右脚ブロック及び第I度房室ブロックを伴う場合はIVとする。
(ニ) 他に判定基準に載っていないが、記載すべき異常所見が認められた場合には、「その他の異常」の項に程度区分を付記して記入する。
(房室解離、補充収縮、移動ペースメーカー、右胸心、心筋梗塞疑、ST上昇など)
9. ブルガダ型心電図では coved 型が高リスクとされる。

coved 型



saddle back 型



眼底検査判定基準

Scheie 分類

区分 程度	H 所見 (高血圧性変化)	区分 程度	S 所見 (細動脈硬化性変化)
0 度	正常	0 度	正常
1 度	細動脈狭細(+)、細動脈口径不同(+) (このうち1つ以上あること)	1 度	交叉現象(+)、細動脈反射(+) (このうち1つ以上あること)
2 度	細動脈狭細(++)、 細動脈口径不同(++)	2 度	交叉現象(++)、または銅線状
3 度	2度の変化に加えて、出血点、出血 斑、綿花状白斑または網膜浮腫のみ られるもの。 ただし、網膜中心静脈閉塞症を除く。	3 度	交叉現象(+++)及び銅線状または銀線状 または白線状、交叉現象(++++)または 銀線状又は白線状
4 度	上記3度の所見に加えて乳頭浮腫の あるもの。	4 度	交叉現象(++++)及び銀線状か白線状
その他	H 所見が0また1度で、出血、硬性 白斑、軟性白斑、浮腫のいずれかが あるもの。	判 定	
判 定 不 能		不 能	

区 分	0	I	II	III	IV
所 見	H ₀ S ₀	H ₁ S ₀ H ₀ S ₁ H ₁ S ₁	H ₂ S ₀ H ₂ S ₁ H ₀ S ₂ H ₁ S ₂ H ₂ S ₂	H ₃ S _{0~1} H ₃ S ₂ H _{0~2} S _{3~4} 眼科受診	H ₄ S _{0~4} H ₃ S _{3~4}

- 注) 1. 網膜中心静脈血栓 (閉塞症) は、眼科的治療上からⅢ~Ⅳ。
2. 「その他」該当者は、Ⅱとするが、S_{3~4}の場合はⅢとする。

改変 Davis 分類

網膜症病期	病態	眼底所見
網膜症なし		なし
単純網膜症	血管透過性亢進	毛細血管瘤 網膜点状・斑状・線上出血 硬性白斑、網膜浮腫
増殖前網膜症	血管閉塞	軟性白斑 静脈以上 網膜内細小血管異常
増殖網膜症	血管新生	網膜・乳頭上新生血管 網膜前・硝子体出血 線維血管性増殖膜 牽引性網膜剥離

健康診査受診勧奨値該当者[糖尿病・慢性腎臓病]健診結果連絡票

健診年月日	年 月 日	連絡票 整理 番号
氏 名		
健 診 結 果		
血 糖 値	空腹時 随時	mg/dl
H b A 1 c		%
尿 糖	- ・ ± ・ + ・ ++ ・ +++	以上
尿 蛋 白	- ・ ± ・ + ・ ++ ・ +++	以上
尿潜血(参考値)	- ・ ± ・ + ・ ++ ・ +++	以上
血清クレアチニン		mg/dl
e G F R		ml / 分 / 1.73 m ²
症 状 経 過		
肥 満 度	BMI 指数	
家 族 歴	有 ・ 無	
備 考		

健康診査受診勧奨値該当者[糖尿病・慢性腎臓病]精密検査回報書

実施者(保険者等)名	
実施機関名	
実施年月日	年 月 日
連絡票整理番号	
【診察結果】	
実 施 機 関 担当医師名	
実施年月日	年 月 日
診 断 名	
1. 異常なし	4. 胃切後高血糖
2. 腎性糖尿	5. 慢性腎臓病
3. 糖尿病	6. その他 ()
患者への指示及び実施者(保険者等)への連絡事項	
1. 異常なし	
2. 要治療(薬物療法)	
3. 要治療(食事、運動療法)	
4. 更に精密検査が必要	
5. 経過観察 (か月後)	
6. その他 ()	
精密検査や治療等で別の医療機関を紹介した場合に記入	
紹介医療機関名 【 】	